

令和6年第1回玉東町議会定例会会議録

令和6年3月6日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年3月6日午前10時00分招集
2. 令和6年3月11日午前9時59分開議
3. 令和6年3月11日午後2時37分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	小島 隆一	町民福祉課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健介護課長	清田 浩義	会計管理者	井上 浩成
教育委員会 事務局長	清田 博之	農業委員会 事務局長	岩川 康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	塚本 洋子
議会事務局書記	松村 早苗		

-
10. 議事日程

日程第1	議案第22号	令和6年度玉東町一般会計予算
日程第2	議案第23号	令和6年度玉東町国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第24号	令和6年度玉東町木葉財産区特別会計予算
日程第4	議案第25号	令和6年度玉東町介護保険特別会計予算

- 日程第5 議案第26号 令和6年度玉東町土地取得特別会計予算
日程第6 議案第27号 令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算
日程第7 議案第28号 令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第29号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算
日程第9 議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
日程第10 議案第31号 指定管理者の指定について
日程第11 玉東町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第12 議員派遣の件
日程第13 発議第1号 玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

2番 功 刀 圭 一

3番 大城戸 廣 澄

開議 午前9時59分

○議長（松尾純久君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第29号までについては提案理由の説明が終わり、延会しておりました。

日程第1 議案第22号 令和6年度玉東町一般会計予算

○議長（松尾純久君） これから日程第1、議案第22号「令和6年度玉東町一般会計予算」の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではですね、38ページから39ページにかけてお開きをお願いします。

それではですね、2款、総務費、1項、総務管理費、その中のですね、説明欄のところではいきますと、公園管理事業3,004万9,000円、その中で39ページにわたりまして、ふれあい公園トイレ改修43万3,000円ですね、この中でふれあいトイレ改修の43万3,000円にほかの高月官軍墓地のトイレ改修も加えてもらったかどうか、ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

ふれあい広場トイレ改修につきましては、男子トイレの壁の張り替えです。壁が傷んでおりますのでその張り替えということで、予算の見積もりを出していただき計上しているものであります。この予算の中にほかのトイレの改修を加えるということは、予算をオーバーしますのでできないということで御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野勝次君の質問にお答えします。

官軍墓地のトイレも傷んどるというのは聞いております。そしてグラウンド、町営グラウンドの西側と公民館側のトイレの改修もやりたいという申し出があつたのでありますので、6月補正でお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） この件についてはですね、強く住民のほうから訴えがありまして、高月官軍墓地のトイレが和式ということで、年数もかなり経っているようで、高齢者と女性の方がですね、大変トイレ使用が不便ということで、改修工事を是非役場のほうに行ってもらいたいということで、また、木葉昭和児童保育園の行事の際ですね、高月官軍墓地のトイレを皆さん使用されるそうなんです。木葉駅前のトイレに行くにはちょっと距離もありまして、高齢の方がちょっと上り下り坂で、行くのがちょっと不便ということで、一番便利な高月公民館のトイレ、その改修を是非早く行ってほしいという町民からの要望で、今回質問をいたしました。

今、町長が言われたとおりに、6月の補正予算でその件を組まれるということなんですけど、町内、西南戦争史跡群のトイレ設置も今後新たにできると思うんですけど、昔のトイレ、和式を洋式に今後少しずつでも改修されていくならどうでしょうか。

町長、お願いします。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。狩野議員、若干違うのは、これはふれあいの広場のトイレ改修で、今、総務課長が予算にないということなので、同じトイレ改修の件だから若干は受け付けますけど、本来は議題外になりますので再々質問はやめてください。今、町長が6月に乗せるということで、最後追加の答弁を求めて終わりにします。

町長、お願いします。

○町長（前田移津行君） 再度答えておきます。

6月補正でお願いしますから反対をしないように。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それでは37ページ、企画費、企画費の説明欄の真ん中へんですね、400万、空き家調査区委託料400万、誰に委託し、どんな調査か。

町長の提案理由の中に、需要と供給のミスマッチが生じているので、解消するために実態調査を行うとの発言がありましたが、今までとは違ったどのような項目、あるいは方向性の調査を委託されるのか。

それから同じページで補助金、下から4行目ですかね、3行目か、住宅取得240万、空き家利活用促進60万とあるが、詳しく説明をお願いします。

それから68ページ、農地費、説明欄の上から2番目、800万、農村環境計画策定業務委託料、これも詳しく説明をお願いします。

それから87ページ、社会教育費、これも説明欄の上から3行目の修繕費145万6,000円、宇蘇浦官軍墓地の倒れた24基の墓碑の修復の予算なのかどうか、確認したいと思います。

それから最後に93ページ、これは予算ではありませんけれども、93ページの一般現業職136人と載っておりますが、97ページの64人とどう違うのか、説明をお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） では7番、林議員の御質問にお答えします。

まず1点目の空き家調査の件なんですけれども、一応業務の相手先についてはですね、民間の業者を想定しております。それから業務内容ですけれども、大きく五つありまして、空き家候補の抽出作業、空き家がどこに、空き家があるかの抽出作業、それから、その空き家の現地調査を行う。そして空き家の所有者の特定作業、そして、その特定された所有者に対する意向調査、空き家を利用するかしないかの意向調査、そして成果品として書類が納品されるというような内容となっております。

それから、2点目の御質問ですけれども、住宅取得補助と空き家利活用促進補助の概要ですけれども、まず1点目の住宅取得補助につきましては、対象者は町外からの移住者です。住宅の新築の場合が25万円、中古住宅を購入した場合が15万円、空き家バンク登録物件のリフォームした場合が15万円というような補助内容です。プラス加えて、その移住した世帯に18歳以下の世帯員がいたときには、さらに5万円が加算されるというような制度設計になっております。

二つ目の空き家利活用促進補助金ですけれども、対象者につきましては、空き家バンク登録物件の所有者が対象です。対象としましては、所有する物件の中に家財道具の撤去とか家のクリーニングが対象となります。補助費につきましては、該当費用の2分の1、上限を20万円としていくところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 7番、林議員の質問にお答えします。

浦田上木葉地区のですね、基盤整備事業を行っていく中で、平成11年度制定された食料・農業・農村基本法と平成14年度改正された土地改良法の中で、事業実施の原則として、環境へ配慮した計画を立てる必要があるということでですね、農村環境計画策定をする必要がありますので、今回委託料として計画をしていくところであります。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、宇蘇浦官軍墓地のドミノ倒しのように倒された墓石、その修復費用になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

一番最初の説明のときに少し触れましたが、今回から一般の職員と会計年度職員を合わせて明細を作っております。前回までは職員分だけでございましたが、今回からは会計年度職員も含めたところです。

93ページの林議員の御質問の136人、本年度136人、これはですね、その枠の一番上に書いてありますが、(1)で総括というふうに書いてあります。これが職員と会計年度職員の合計の数字でございます。

次のページをお開きください。94ページのほうに内訳を、その内訳が載っております。というのが、一番上のア、会計年度任用職員以外の職員、以外の職員でございますので、ここが職員の分になります。そして、その二つ下の枠、イ、会計年度任用職員と書いてあります。これが会計年度任用職員です。ですから、この64、アの中の一つ上の64がなりまして、それと先ほど言われた97ページの一般職員の64と合うという形になりますので、94ページの64と97ページの64は一致するという形でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） まず企画費のほうですね、既に空き家になっている家だけの説明みたいなんですけども、何軒ぐらいが対象になるのか。それからですね、私がこれは予算質疑のときにいうことではないかもしれませんが、例えばですね、将来空き家になると予想される状況、例えばひとり住まいですね、が生前元気なときに意向調査をされてはどうか。その家の詳細調査、どのような利活用方法ができるのかの確認もですね、持ち主さんとできるから、空き家の可能性のある家も意向調査をされたほうがいいと思うんですけども、この件についてはどうなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） まず1件目の空き家の実態調査ですけども、平成28年度にですね、一度行ったときには、玉東町内で95件の空き家が確認されているところです。それ以降もう6、7年ぐらい経過しておりますので、もっと数的にはですね、増えているのかなというふうに考えているところです。

2点目の将来に向けた働き掛け、呼び掛けの話なんですけれども、実は昨年度も広報誌においてはですね、将来空き家になることを想定してからですね、早め早めのうちに家族間で、将来この家をどうするか、活用するか、そういった話し合いをですね、促すような周知は行っているところなので、そちらについてはまた今後もですね、広報誌とかをとおして、町としては空き家の利活用を促したいと思っていますので、早め早めにですね、家族間で将来の家のあるべき姿についてはですね、そういった家族間で協議をするようなことで周知をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 財産の贈与のほうも今、財務省なんかも考えを変えて、なるべく生前贈

与で、きちんと課税対象のできる生前のうちに名義変更などをするようになって、そういう流れになっているからですね、やっぱり空き家もこの前、良い表現をなさった、資源であるのであればですね、もったいないから、生前のうちからその所有者とコンタクトを取って利用価値を上げてもらいたいと思います。空き家で半年、1年ぐらいいは、もう4、5年経ったら非常に傷んできますからね。

じゃあ次のですね、補助金の住宅取得と空き家利活用の60万のほうに移りますけれども、町外からの場合の●●●説明いただきましたが、取得するだけでも交付金が出るんですか。というのは、住まなくても取得すれば補助が出るのかどうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

取得するだけでは出ません。定住が条件です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 1軒取得してそのまま空き家になって●●●したんですけど、住まなければ荒れるから同じ、でも管理は行き届くんじゃないかと思うんですけどもですね、もう一つ、また先ほどと同じ例で予算に対することではないんですが、この補助金は町単独の補助金だからですね、非常に制約もゆるいと思うんですよ。だから広義の適用、この前言いましたようにね、町内同士でやった方法も適用、あるいはバンクに限らず、空き家が解消すればいいのではないかと私は考えます。

空き家利活用はもちろん住むことが一番だが、荒らさない管理がなされれば十分利活用の範囲ではなかろうかと私は考えます。バンク未登録、個人間での賃貸及び売買でも適用をお願いしてこれを終わります。

次、農地●●●これ浦田、農地、全域ですか。それと全域かどうかということと、圃場整備みたいなことが前提ですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 一応浦田上木葉地区の田んぼ、農地が全部ですけど、全部というか基盤整備をするところの範囲ですけど、ほとんど農地としては入っています。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 何を言いたいかというですね、●●●さんを過ぎていよいよ浦田の地区に入りますよね。あの入ったすぐのところのVの字に折れているところがありますよね。荒れも農地の中に入っている重要な道なんですけれども、あれがVの字になっているから、救急車も遠回りです。だから、この整備、策定の業務の中に、その進入道路という表現でいいのかどうか、町道かどうか分かりませんが、そういうのを引くくめの策定が考えておられるかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 浦田地区に入る道路の整備ということですか。

（聞き取り不能）

○議長（松尾純久君） 今の質疑は道路の話。

○7番（林 和廣君） じゃあ質問を言い替えますね、いいですか。

そういう農地のね、策定するときに、どうせならもう入りやすいように道路も含め策定できないかということです。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

基盤整備のときに道路とかの整備もできないかという御質問ですけれども、これは私が担当しておったときに、基盤整備をするときは、その地区の農地また含めて町道、それから河川、そういったものを含めていろんな計画を立てます。ちゃんとした基盤整備しているところは、道が真っ直ぐになったり四角になったりしておりますので、そういった感覚で今後いろんな設計図を書いていくということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ちょうどV字に折れるところの農地を持っているのが、ちょうど今、浦田の区長さんの弟さんですね、■■■■さんが地域の人たちが要望するんだから、ただではないんでしょうけれども、提供していいと。名義変更も済んだという話だったんですね。だから、よければ浦田地域をそういうことでなされるならね、トータルデザインで策定業務を行ってもらいたいの、一つの要望を含めた意見です。お願いします。

次は、教育委員会ですね、24基が将棋倒しにバァーッと倒れてですね、その被害調査の警察の見解はどがんだったんですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 被害調査を出しまして、警察のほうの鑑識の方が来られたんですけれども、足跡等が残っているようではなさそうですねということではありましたので、私どもも人的行為なのか、それともその他イノシシ等が倒したのか、よく分からないというところで終了いたしておまして、それ以上の捜査はあっておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 毎月●●●が揚地区の老人会であそこの掃除を受けているんですけども、ちょうど昨日大掃除のあと、11時から公民館に集まって、そのメンバーでの食事会があったんですけど、その●●●ですね、いつごろでき上がとだろかという質問と、今の造りならね、子どもでも押せば倒れるような造りだから、もっと安定感のある修復工事をさっさんならいかなんという話がありましたけど、そのへんはどうなのでしょう。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 今回の修理は、倒れているのを元に戻すというのと、それから破損、折損ございますので、その修復も行うんですが、その際、次、倒れないようにというのですね、含まっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ではそういうことでお願いしますね。いつごろでき上がるかを。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 国指定の史跡等は、国の許可が必要になってまいります。ただ今、文化庁のほうにその変更届を出しているところです。その許可が通常でありますと2か月から3か月したらその返事が来るといわれております。なので年度当初にはその許可が下りると思いますので、許可が下りましたら速やかに工事を始めたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） よろしくお願ひしときます。

それでは、最後にですね、予算ではありませんけれども、先ほどの職員の人数の町外からの通勤が何名ぐらいなのか。大体どのくらいか。例えば何分の1ぐらいで言ってもいいです。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 林議員の御質問にお答えします。

ちょっと今、手元にその細かい資料はございませんが、町外からの通勤者ということですが、3割ぐらいかなとは思いますが、3割は超えているんじゃないかなという感じが、ちょっと私の感覚でございますので、ちょっと詳しくは分かりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 金の話でないから●●●でよかったんですけど、ある市の場合ですね、大体400何名ぐらいの職員数の中で144名、およそ3分の1が市外からの通勤だそうです。これに絡めて西浦課長に聞きたいんですけどいいですか、空き家をね、町でリフォームして職員に貸したらどうか、通勤●●●そういう考えは今のところゼロですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えしますが、公平中立を守るのが行政であります。職員を対象にというわけにはいきません。希望者を募って希望のあったところから入れると、そういう方法をとらざるを得ないということになります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 最後にまとめます。K市の場合、ある市の場合ですね、住宅手当、通勤費、町人税などの面でも貢献していただけるし、また、人口1人当たり10万円を考慮して地方交付税を交付してもらえると聞きました。もちろん個人の住まいの自由選択ではありますが、先ほどの自治体ではですね、市民税、町民税、住宅手当●●●しよんなかたい、その人たちがふるさと納税でもしてもらおうとよかたいなあという冗談話も出ているそうです。

しかし、現実的な問題として、土地勘の乏しい職員が多い、地元に住んでいないからですね、乏しい職員との会話がかみ合わずに電話を切ったとの苦情や、じゃあ災害があったときの対応は

どうなんだという懸念が問題視されているそうです。空き家対策の1案、また土地勘の乏しさ対策として、地域や公園や文化財の所在の案内板、目印などの検討を絡めてお願いし、質疑を終わります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） おはようございます。では2点お伺いいたします。

65ページ、農林水産業費、農業費の中ですね、真ん中もとら、農業機械整備補助ということで500万あがっております。詳しい説明をお願いします。

それともう一点、69ページ、同じく林業費の中ですね、アライグマ生息調査ということで110万3,000円あがっております。これと関連して、その下の有害鳥獣駆除業務委託料175万6,000円、ここ2点、関連して説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

農業機械補助といたしまして、認定農家に対しての機械の補助になります。認定農家の方が入っておられて、国・県の補助とかを要望したりするんですけど、全くポイント制とかで、機械の補助が国・県補助に乗ることができないので、今回認定農家の入っているメリットとして、町単独で機械の補助を新たに要項を制定して今回予算を付けているところであります。

機械の補助といたしまして、大体25%の補助となります。

（25万。）

25%ですね、4分の1の補助として作っております。機械によって限度額はありますけど、スピードスプレヤーで150万が限度となっております。常用草刈り機で30万、剪定粉碎機で25万、ハウスの自動開閉装置で15万、ハウス暖房機で40万、省力化防除機で15万、トラクター・コンバイン・田植機で150万、トラクターのアタッチメントで60万というふうに要項を制定しているところであります。

続きまして、アライグマの調査の委託費、現況調査費ですけど、こちらは熊本市の都市圏で行っています、都市圏の中で行っています、カメラを設置してアライグマの生息調査を、カメラを設置して今年度も10か所設置をして、生息の調査を行いたいというところで組んでいます。

有害鳥獣の委託料ですけど、これは捕獲隊員の委託料でありまして、今回餌代とか燃料代とかが高騰していますので、その分上乗せをしたところで委託料を組んでいるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 機械の補助、ありがたいことで500万組んでいただいているということで、ちょっとLINEだったですかね、ちょっと私も見させていただいたのが、もし辞退したときには次の年は参加できないとかというのも一文にあったみたいですがけれども、その点はどうですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 一応今年度申請をされて機械を購入する途中でですね、辞退をされたときには、もう機械が要らないというところで辞退されるということなので、次年度については申請を、もう決定はしたのに要らないということですので、来年度は受け付けないというところでしているところであります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） いろんな辞退される理由はいろいろあるかと思いますけれども、一応、例えばですね、機械、スピードスプレーを申し込んだと、どういう事情かは分かりませんが、今年はちょっとやめとこうかといったときには、一応その機械に対しては、次の年には参加できないと、この事業には、そういうふうに受け取っていいわけですね。違う機械だったらいいということですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 一応スピードスプレーを申し込まれて、次年度違う機械が必要ということで申し込まれる分には受け付けはしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） なかなか補助事業も最近ポイント制ということで、うちの認定農業者の中では、もう既にそういった機械の補助というのを受けられない状態ということは十分わかっております。でも個人で、自己資金で購入していく時代に入ってきたなと、というふうに思います。ここでこういった500万の中で補助が受けられるということになれば、全員が全員申し込めばですよ、25%の補助率でしょうけれども、そこには到達はもともとせんですよ。申し込みが多ければですね、そういう事情の中で取り下げられる方も当然おられると思いますよね。それはもう買う意思がないとみなすということですよ。まあ分かりました。

その件については、町長もうちょっと柔軟に考えていただければなと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

その件についてはですね、私も把握しておりませんでしたけど、議員おっしゃるように、柔軟に考えた、何らかの都合で今年は資金的に無理だということで見送るという事態になったんだろうと思うから、次年度参加できないということはないと。やっぱりですね、臨機応変に物ごとは考えていかんといかんと、柔軟に対応したいと思います。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） じゃあ町長すみません、よろしく願いしときます。

次のアライグマですけども、今年は2基増やすということですかね、そういった生息調査をするため。今は10基の生息調査用のカメラが設置されていると思いますけれども、今年さらに2基増やしていくということですかね。ちょっと意味が、ちょっと申し訳なかですけども。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） カメラの設置数は今年度と来年度も同じ設置数であります。10

基です。

（設置数は一緒。）

はい。

○議長（松尾純久君） 5 番、坂村勇治君。

○5 番（坂村勇治君） 分かりました。設置の調査に110万今年も、でもそれは監視されるのは、当然役場のほうで監視されるわけでしょう。どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 監視のほうはですね、熊本都市圏のほうで業者に委託をされていまして、そこで監視をしてもらって、発生した場合には連絡が来て、どこに映っているということを報告は受けています。

○議長（松尾純久君） 5 番、坂村勇治君。

○5 番（坂村勇治君） 監視をしつつ駆除を進めていくということですね。この駆除の中に、当然昨年度、昨年ですね、昨年から駆除が進められているというふうに話を伺っておりますけれども、状況としては頭数というのは既に捕獲が進められているわけですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 捕獲のほうは1月から捕獲を始めて、カメラの写っているところに捕獲器を置いて、現在3頭捕獲をできているところであります。

○議長（松尾純久君） 5 番、坂村勇治君。

○5 番（坂村勇治君） 駆除隊の方に当然捕獲の業務というのはお願いをされているというふうにここに、ちょっと金額を上げたり、当然燃料代も上がっているとかというのも背景にあるということで、捕獲料も上がっている。これは今までの例えばイノシシだったりとかという駆除の上に、もう一つそういったアライグマの捕獲業務というのを駆除隊の方たちをお願いされているというふうに私、思うわけですがけれども、その分は当然、その分で上がったのかなあと、予算が、そのこのところはどのような予算でしょうかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） この委託料の上げている分は、今までのイノシシの捕獲で組んでいるところでありまして、アライグマの捕獲についてはですね、別途熊本県の補助が付いたときにですね、新たにとってから、今年度についても集中捕獲のですね、アライグマだけの予算を組んだところでありまして。来年度についてもですね、県のまた補助が付いたときにですね、集中して、委託料の中にアライグマも一応入っているんですけど、集中捕獲をする際にはですね、再度アライグマだけの捕獲を別途組んでからしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 5 番、坂村勇治君。

○5 番（坂村勇治君） はい、分かりました。この中には一応含まれているけれども、アライグマの捕獲用の予算が付いたときには、別個それを予算化するということですね。分かりました。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

24ページをお開きください。

18款の16目で、玉東町地域環境整備基金繰入金ですね、確か防犯カメラと言われたように記憶しておりますが、中身を詳しく。

それとですね、73ページですね。

（73。）

はい、73ページです。土木費の中の公園費、カントリーパーク整備事業ですね、この中身を詳しくよろしくお願いします。

それと76ページ、4目の防災管理費の中ですね、18節、工事請負費の中ですね、防災拠点整備事業、この中身を詳しくお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

まず24ページの環境整備繰入金でございますが、これは防犯カメラ4台設置分の繰入金でございます。

それから76ページの防災拠点整備事業ですね、これにつきましては、二俣瓜生田の5年度に造成のほうをやっております。今度新年度で加えまして、トイレの設置を考えておりますので、その整備工事でございます。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

カントリーパーク整備事業につきましては、この項目の工事請負費が該当となります。カントリーパーク整備事業については、西南戦争遺跡整備計画に準拠してこれまで整備を行ってきているところです。内容について御説明いたしますが、現在令和5年度で第1期、第2期工事として、第1期盛土工事、それからその盛土を行ったことによって、階段、その上に東屋を整備しております。第2期工事で半高山頂上の北側になりますが、展望デッキ、それから周辺の芝張り、外周の手すりの設置工事を現在5年度で行っております。今回計上しております5,700万の工事費につきましては、頂上のトイレ改修工事、それから、そのトイレ周辺の駐車場整備について、6年度5,700万円計上をしております。

この先のことですが、半高山整備については、令和7年度、下の駐車場から頂上までの遊歩道整備、それから吉次公園側の駐車場の設計を7年度に計画しています。それから、令和8年度にその設計を行いました吉次側の駐車場の整備工事を実施して、令和8年度は西南の役戦争、西南戦争150周年を迎えますので、これに併せてカントリーパーク整備事業は終了という計画であります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 最初にですね、防犯カメラ4基ですね、97万6,000円と言われましたが、場所等は分かりますかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） まず、この繰入金ですが、35ページのほうに歳出のほうも入っております。35ページのちょっと真ん中へんよりちょっと上のほうですね、防犯カメラ設置工事、ここと一緒にしている、ここのほうに●●●ということでございます。

場所のほうにつきましては、4か所予定はしておりますが、今のところ大体の場所ですよろしいでしょうか。葉山苑の近く1基、それから横平山公園の近く、それから畑かん水付近、それから原倉東の本村付近ということで、出入りがある地区のところに今回4基を計画しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 4か所ということで、以前一般質問の中でですね、質問したときにも言いましたが、やはり玉東町であまり進入している幹線道路がありませんので、幹線道路にですね、付けとけば、非常に抑止効果があると思います。

でですね、もう一つ、先ほど教育委員会のほうで墓石のですね、●●●とか、ああいうことはまたですね、同じ人がやる可能性もありますので、やはりそこらあたりはですね、今度完成したらやはり防犯カメラこれをですね、付けることによってですね、同じような被害を2回繰り返さない、そういうこともですね、臨機応変にやはりやっていく必要があると思いますが、町長、そのへんなどがんですかね。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

そういうところにも余裕ができたらずね、付け必要があるかと思えますけど、順番にですね、徐々に付けていきたいと。公園管理上ですね、やっぱり問題が出てくるところからですね、付けていきたいと、どこから付けるかはまだ検討中です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 予算もですね、絡むことではありますが、やはり普通の民間でもですね、防犯カメラのダミーのやつでもですね、付けて、抑止効果を高めているところがありますので、予算が非常に厳しいならばですね、そういうやつでもですね、それとか民間が非常に安くて高性能なやつもありますので、そういうやつでもですね、対応されればいいと思いますので、よろしくお願いします。

それと防災拠点ですね、トイレの整備と言いましたが、瓜生田のほうもですね、瓜生田、古閑のほうも大きな木を伐採されて非常にきれいになっております。防災といわれればですね、あそこの前の防火水槽もですね、防災拠点づくりというふうに言われるならば、漏水してですね、何もありませんので、そのへんも含めてですね、よろしく願いしときます。

それと半高山カントリーパークですね、非常にきれいになっております。今度ですね、最終段階に入っていくわけですが、小島課長がですね、私が聞いたかった最終的なところまでですね、き

ちゃんと説明されましたのでですね、非常に分かりやすくありがとうございました。

この中でですね、私はよく歩く人から言われますが、横平山から半高山までのですね、きちんとしたルートをですね、是非よかったら造ってくれて、そういうようなこともですね、今後の計画に入れていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

ただ今の質問については、以前狩野議員も確か御質問されたような記憶がございます。横平山から半高山までのルートとして、県の自然林道といいますか、遊歩道ですね、が通っております。ですので町としての整備は今のところ計画ございませんけれども、そういった要望は多く聞いておりますので、県のほうと協議を行いながら、計画に向けて進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） フットパスの関係の人たちもですね、非常に頑張っておられますのでですね、是非ですね、健康志向が一番今、世の中で大事というふうに言われておりますので、是非前向きな御検討をよろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 坂本和也の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 2点伺います。20ページです。一番下の枠の上から3行目です。農地利用最適化交付金、これは県の補助金ですが、25万1,000円、これは前年の予算が151万2,000円、大幅に減額ということで、活動実績による予算立てと思いますが、県のほうから指導があつて減額をされたか、そのへんのところを説明をお願いいたします。

それと2点目は、29ページ、説明欄の上の丸の議会経常経費の中の上から5行目です。29ページの上から5行目、印刷製本費71万5,000円について、前年度と比較して11万2,000円増額にはなっておりますが、この増額分は印刷会社の人件費とか、あるいは経費アップによる、今までと現状と同じぐらいの感覚の予算ですか、そのへんを伺います。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） 3番、大城戸議員の質問に対して説明をいたします。

農地利用最適化交付金の活動実績、令和5年度につきましてはですね、今年7月下旬から8月中旬にかけて、延べ29人で農地205筆26ヘクタールを確認し、うちですね、149筆22ヘクタールに対して、非農地として判断をして確定をしております。あくまでも上乗せ報酬ですので、通常の業務とは別の上乗せの報酬というのを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 議会事務局長、高瀬伸一君。

○議会事務局長（高瀬伸一君） 3 番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

印刷製本費の増額分でございますが、議員も御承知のとおりですね、今まで年4回議会だよりを発行しております。ページ数につきましては8ページということで、この議会だよりということは、議会の情報発信ということで、特別委員会を設けてですね、議会だよりを発行されていると思いますが、新年度につきましては、年4回のうちですね、1回ぐらいはですね、特集といいますか、ちょっとページ数を増やすような計画で議会だよりを発行してはどうかということで、その分がちょっと増額分というふうになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3 番、大城戸廣澄君。

○3 番（大城戸廣澄君） 最初の20ページの最適化交付金についてですが、25万1,000円、これは活動費、報酬分プラス活動費という額で、大幅に、今までも質問したことがあるんですけど、なんですか、最大見積もりということで今まで県に出していたけれども、活動がなかったということで県に返却ということが、去年も一昨年もあったということで、大幅な減額は県のほうから特別指導とかは、あまり見込みで予算をあげて、要望が高いから減額したというそのへんはなかったんですかね。

○議長（松尾純久君） 減額じゃなくて増額しろたい。

（減額です。）

減額。

農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） 3 番、大城戸議員の質問にお答えします。

例年はですね、限度マックスと県のほうからあげてくださいということでしたので、でも毎回減額をしておりますので、令和6年度よりは実績の分だけを計上して、県からの指導は全然あっておりませんので、令和6年度から減額して予算の計上しております。

○議長（松尾純久君） 3 番、大城戸廣澄君。

○3 番（大城戸廣澄君） 25万円の予算、県にこれは要望という形で出してあるかと思いますが、前年度151万要望をして、それまで活動すれば出るというこの予算ですので、実際実績がなかったということですが、最適化委員の人たちをですね、活動するとは大変でございますが、現状はですね、農地、現状は農地の中に家を建てて、残り分は農地のまんま、あるいは農地を今現状周囲に家がいっぱい宅地が建って、その中に農地が残っていて、1メートル以上に草が生い茂って、地域住民が困っている、また役場にもちょっと要望、管理をしてくれということがあっていて聞いておりますので、その所有者が町内とかあるいは県外、あるいは東京のほうとか、そういう方たちもおられる中で、現状のままにしておけばですね、農地は税金が安いのでずっとそのままになっております。それで農地最適化委員は農業委員会と協力しながら、この調査をですね、活発にしてもらって、農地を荒れた農地は宅地や、あるいは雑種地に変換すれば、家がいっぱい建っているところに、本当にそういう雑草が生い茂ったところがいくつもあります。そういうことで不動産屋の人たちも農地だからどうしてもでけんと言われておりますので、そういう方法で税金アッ

プになれば、所有者は管理をするとか、あるいはもう宅地に変更するとか、そういう方法を取るだろうと思いますので、よければ活動をしていただきたいと思いますと思いますが、予算は25万1,000円ですけど、活動すればそれ以上に県の予算は出るんですか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） 追加補正があった場合は追加で議会のほうにあげたいと思いますので、そのときはよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 分かりました。追加ができればですね、活動してもらえば予算が出るということで分かりました。できるだけそういう荒れた土地がないようにしていただきたいと思います。

それと2点目のですね、議会広報については、今、説明ありましたが、局長も知っておられるように、今の現状では、玉東町の議会広報は他の市町村から比べれば、ちょっとほかのところが充実しているなあという、皆さんみんなそういう気持ちは分かっていると思いますが、他の町村と比べれば、玉東町の議会広報は、中は白黒でカラーではありません。それとページ数が8ページ、他の町村はほとんど一般質問は1ページとっておられます。ほとんど、玉東町は半ページです。そういうことで字数はあるんですけど、字を小さくしております。それから写真もあんまり載せられません。そういうことで町民の見やすい広報紙にするためには、一般質問を1ページとって字を大きくして、写真、イラストを入れれば、現状では写真もあまり入れられないような状況です。それと8ページで、局長から私、聞いたんですが、ページ数を増やすとは8ページから4ページ4ページという形で増やす方法しかできないそうです。8ページから次増やすためには12ページ、そういう形で増えていきますが、一般質問がないときは、いきなり12ページにすればそれは大変かもしれませんが、その時その時臨機応変に8ページとか、あるいは一般質問が多いときには12ページとか、そういう方法で印刷会社と打ち合わせをしとけばですね、予算化をある程度ととけばそういう形を取れるかなあとと思いますが、ちょっとお聞きします。

○議長（松尾純久君） 議会事務局長、高瀬伸一君。

○議会事務局長（高瀬伸一君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりですね、うちの議会だよりについては、昨年の広報クリニック等も委員長も参加されてですね、いろんな自治体の議会だよりをご覧になって、いろいろ感じられているところはあるかと思います。今、1回発行するときにですね、8ページと、中は2色ということでカラーじゃないんですが、新年度においてはですね、そのへんも業者ともう一回見積もりを取ってですね、また●●●の中にもそこをうたってですね、見やすい紙面づくりということでやっていければなあというふうに思います。

実は今度議会だよりを発行する来月委員会がありますが、そこにちょっとこちらのほうの事務局からの提案としてですね、こういうふうな紙面づくり、レイアウト等をちょっとこのあとの全員協議会のほうでちょっとお示ししていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町民の皆さんに議会の広報という方法はいくつかある中で、一番今までしてきた手っとり早い議会広報ですね、今の現状は、他町村もビデオカメラで配信するところもありますが、玉東町もですね、小さな5,000人の町でいきなり配信をするといっても、実際町民の人たちがどれだけそれを見るか分からない、また調査もしておりませんので、かなり金額もかかりますが、議会広報だったらそこ何十万か増額するだけで、町民の人たちが見やすい広報になると思いますので、もう少し充実した広報誌になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の質疑の途中でしたが、ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 2点ほど質問します。

まず1点目は、ページ41ページ、款、総務費、項、総務管理費、目の電算管理費、節で18、負担金補助及び交付金の中の41ページの中ごろにありますかんたん窓口システム導入709万5,000円、これはこのシステム利用にはマイナンバーカードが必要だというふうな説明だけなんですけれども、あとですね、もう少し詳しく説明していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと次にページ77ページ、款、消防費、項、消防費、目、防災管理費、節の中18の同じく負担金補助及び交付金、ただこれページでいくと77ページの一番上にあります地域衛星通信ネットワークシステム整備、このことにつきましてもですね、現在いろいろ大きな災害があったときのシステムかと思うんですけど、もう少し詳しく説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 8番、清田議員の御質問、まず1点目のかんたん窓口の概要を説明させていただきます。

提案理由の中でもありましたとおり、まずはマイナンバーカードを利用した窓口業務での書かない、マイナンバーに搭載されております住所氏名とかありますので、まずは書かなくてタブレットでそこをマイナンバーカードで読み取ってというところが一つあります。

さらにマイナンバーを持たない人でもそのタブレット、窓口に設置されているタブレットを利

用して、住所氏名とか入力していただいて、次にどういう窓口を紹介するかというのは、ちょっと系列的にシステムを構築していきながら、仮に転入者であれば、子どもがいる世帯は子ども医療とか、保健子ども課へつなぐとか、水道へつなぐとか、一元的にそのタブレットで管理して、住民の方移動してはもらうんですけど、担当の部署ではこの方が来ておられますというところで、一元的に管理できるシステムで、今後またオプション的に広がれば、書かない窓口へもつながるのかなあというところですけど、一応今のところはかんたん窓口というところで、マイナンバーカードを利用したシステムを令和6年度から導入するというところですよ。

以上です。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

77ページの地域衛星通信ネットワークシステム整備でございますが、これは県が新たに出しました事業でございます、これは令和2年の7月の豪雨ですね、県の防災行政無線が逼迫したということがあります。その際、情報伝達に支障を来したということからですね、衛星無線の設備を整備することとなったという経緯でございます。その中の県に対します町の負担金ということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） まず最初のかんたん窓口システムの件ですけれども、今回は新庁舎になり、また入って最初の窓口のところで、マイナンバーカードがあればそれを読み込ませるか挿入するか分かりませんが、そういう形で簡単に次に行くところを分かりやすくするという、簡単に言えばそんな感じで、もしマイナンバーカードがなかったとしても、先ほど説明されたように、画面上で記入していただくというふうなやり方ですね。

というところと当然やっぱり最初のころは特になんかと思えますけれども、それをスムーズに利用するための人員配置も当然考えられていらっしゃるだろうとは思いますが、そのへん確認のために答弁いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 清田議員の御質問にお答えします。

そうですね、スマホ世代の方、デジタルに慣れていらっしゃる方は結構扱いやすいのかなあという感じはするんですけど、特に高齢者の方とかには、アシスタントがいるのかなあというところで、そこは窓口業務の職員が対応して、サポートするという体制は、新年度このタブレットを設置してからは、業務を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ではそのへんのことにしましてはですね、抜かりなくやられているかとは思いますが、今現在のあくまでも出だしといいますか、ペーパーレス含めてというところで、今後いろんな機能を増設されていくというふうな形で説明があったので、あとはそれを利用

する方にいかに便利なんですよというのを町民の方々に理解していただき、また、その使い方に
関してもですね、ちょっと違うのかもしれませんが、スマートフォンなんかの高齢者の方向け
の利用する勉強会とかで、そういうときにもこの役場の新しい機能というか、そういうペーパ
レスする機能のですね、そういう必要性もあるかなというふうに思いますので、今後そういうこ
とも含めて考えられていることは承知しておりますけれども、町民の皆さんに周知、徹底のほう
をお願いします。

続きまして、地域衛星通信ネットワークシステムのことですけれども、これは県全体のシステ
ムが、大きな災害のときに不具合が起こってしまったということでされるのであって、例えば町
が各拠点、消防団員だったり、そういうところの連携を取るために利用できるというふうなシス
テムは、この中には組み込まれているのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 質問にお答えします。

このシステムにつきましては、県と各市町村、それから広域本部との連携でございます。がつ
ながっておりまして、町と消防団あたりのシステムではございません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ということは、大きな災害があった場合、固定電話、携帯電話、またイ
ンターネットを含めて、なかなかある一定の範囲の方々の情報伝達において、不具合がないよう
にこのシステムを構築されるわけですけど、じゃあ狭い範囲、町内というのはこれに全然含まれ
てない。ということは、この質問予算のちょっと違ってくるので答えていただく範囲でいいん
ですけれども、これは当然町内でも電話等では、と道路が寸断されるとか、いろんなライフライ
ン寸断されるという場合にも、連絡がつきにくいという状態に陥る箇所が出てくるかもしれませ
んけど、こういう場合を想定したシステムというのは、今、町内はどんな感じでやられているの
かというのも答えていただければ、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 御質問にお答えします。

町内での情報伝達ということでよろしいでしょうか。

町内での伝達方式につきましては、今現在、今年度からWEBをホームページで出すようにし
ております。その中でいろんな情報を出していきたいなと考えております。ただWEBがまた混
雑して使えないときは、もう情報を取る手段はありませんが、そのようなことで、随時情報はホ
ームページのほうで出していくような形はとりたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今回の予算とは違った話になってきますので、質問はこれ以上は控えた
いと思いますが、ただ、今のいろんなシステムといいますか、デジタル技術すごく大きな情報
を伝達するのはできるようになっているんですけど、意外と大きな災害が起きたときには、局所

的にもですね、広範囲にも一緒ですけど、なかなかそのへん、情報が取れないというのが結構、今回の能登半島にしても、ほかのこれまでの熊本地震だったり、ほかのことに対してもあったんですね、そのへんもこのシステム上でできるかどうかはともかく、また違った考えも必要かということをお願いしまして質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 80ページ、10款、教育費の3目の共同調理場運営費、町内3校の給食を作っています共同調理場運営費のところですけども、ここは委託をされて運営、調理をやってもらっていますけれども、この中で修繕料の150万、それから庁用器具費で128万4,000円、もうあそこができてから年数も経ってきておりますので、いろいろな修繕や器具あたりも、消耗品あたりは買う事態も出てきていると思いますので、このへんの説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

まず修繕費の150万ですけども、こちらは、このたびこの修繕があるからということで組んでいるものではございませんですが、今後あらゆる修繕が必要になった場合の予測を立てての150万円ということで計上しております。

次の庁用器具備品につきましては、今回購入を予定しておりますのが、大きな鍋、大鍋ですね、大鍋のステンレスの内釜、これを2台と、デジタルの秤、何グラムとか量るやつですね、それとフードスライサーといって野菜を切る機械、こちらの購入を予定しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 修繕料についてはね、さっき言いましたように、年数が経ってくると、どこで修繕せにゃんかというのは緊急にやらんとですね、毎日作る給食ですからね、それから庁用器具については、やっぱり消耗品的な品ということで、そういう消耗品あたりが買い換えてもらわんというような情報というのは、委託をしてもらっている業者のほうから、局長のほうには関連なくくるんですかね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） ただ今の御質問にお答えいたします。

そのような場合は、まず給食の栄養の教諭のほうにあがってまいりまして、栄養教諭のほうからこちらに直接あがる、もしくは事務の担当の先生に給食の栄養教諭が言って、事務の先生からあがる、そういう場合がございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） はい、分かりました。

○議長（松尾純久君） これで9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） 私から 2 点お伺いします。

まず 35 ページをお願いします。

○印の新庁舎建設費、新庁舎落成式記念品 46 万 2,000 円と、6 行下の新庁舎落成式会場設営業務委託料 250 万、これ落成式のセレモニーのことだと思うんですけど、普通にただテープカットして終わりなんですか、何か簡単なイベントとかの考えはないのでしょうか、お伺いします。

次に、78 ページをお願いします。

下から 9 行目、校務支援システム導入業務、ここをもっと詳しくお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 1 番、前田議員の御質問にお答えします。

まず庁舎建設費の中の落成式の記念品のことですかね、につきましては、一応 100 人程度ですね、今回は招待のほうを計画しておりますので、その出席者の方たちへのですね、記念品としてこちらは計上しているということです。

それから、落成式の概要ですけれども、先ほどいったように熊本県内の、管内の首長さんとかですね、町内の主要な各種団体の長さんなどを招待しまして、一応 100 人程度を予定しているところです。内容としましては、落成式においては神事式、そして記念式典として、来賓者の出席の中ですね、くす玉割りとかですね、一応これまでの庁舎の進捗とか現庁舎の動画を投影したりとか、そういったものを予定しています。そのあと一応式が終わったあとにはですね、その招待者の方が新庁舎の中を内覧する内覧会、そういったような内容で落成式のほうは計画しているところです。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 1 番、前田議員の御質問にお答えいたします。

校務システムとはどのようなものかというお尋ねでよろしかったでしょうか。

（そうです。）

校務システムといいますのは、学校の業務が便利になるシステムということで、どのような業務があるかといいますと、例えば児童生徒さんの名簿、住所、お名前とか生年月日とかそういうの管理する、それから出欠状況、授業への出欠状況、それからテストなどの点数とかを入れておくことで成績の管理、それから通知表を作成する、それから指導録の作成、その他ですね、そういった子どもたちの情報あたりをすべての先生が共有できる、また、生徒のことに限らず、先生たち相互の情報の共有をするものでございます。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） まず落成式のほうなんですけど、よく他の自治体では、子どもたちが一緒にテープカットしたりとか、なんか吹奏楽部の演奏があつたりとか、簡単な催し物をされることがあるんですけど、そういうのはちょっと日にちがあんまりないんですけど、やっぱり難しいですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1 番、前田議員の質問にお答えします。

小学校、中学校を呼ぶことは、平日ですでなかなか学校側として対応が難しいんじゃないかなと思っております。玉名市、南関町の落成式がありましたけど、そういうことはしてなかったということでもあります。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

南関町はですね、確か中学生の方がいらっしゃったんですよ、一緒に、テープカットされたりとかですね、なんか写真が確かそれがネットに載っていたと思うんですけど、何かそういう、結局これ新聞とかテレビとかのメディアが来ると思うんですよ、なんか玉東町こういうことをするんだなあという、なんかこうあったかい町だなあって思ってもらう絶好の機会だと思うので、そこに多少のコストをかけてもいいのではないかなと私は思って質問させていただきました。この落成式をですね、ただの式典と思うのか、そういう宣伝のチャンスと思うのかで、この町の未来に多少影響するのではないかと思いますので、ちょっと考えていただければと思います。

次に、校務支援システムですが、これはハードごと導入されるイメージですか、それともソフトというか、システムを導入されるというイメージでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） これはシステムの購入という感じです。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ではこれ先生方も皆さん今まで使っているものを、使っているパソコンとかを使って利用ができるということですよ。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 恐らくそのようになるかと思います。クライアントサーバー方式になっていまして、サーバーがもし足らなければ増やすとかそういうことはあるのかもしれない。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） これを教える人というのは I C T 支援員さんの方になるんですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） この校務システムのシステム自体の説明というのは、システム業者さんが説明はされます。ただ、校務システムというのは、いくつもメーカーさんがございますが、今度うちが導入しようと思っているシステムをほとんどのところが使っていて、しかも玉名管内では、玉東町以外の市、町では、すべてこのシステムを使っているというので、そもそも御存じの方が多くということでございます。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） これ結構な費用がかかると思うんですけど、今後これどれぐらいの期間でどれぐらいの負担軽減が期待できるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） まず費用の件につきましてですけど、今回1,300万円としておりますけれども、このうちですね、おおむね220万円ぐらいが初期導入費用、そして残りがですね、おおむね220万円程度の5年間、5年分の使用料が含まれております。なので1,300万円というふうになります。この費用がどれくらいの先生たちの軽減になるかということですが、それはちょっと私では計り知れないところがございます。が、他の市町の皆さんのお話を聞きましてもずいぶん緩和されると、先生方からもこのシステムにしてほしいという強い要望がございまして、今回導入をする予定でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

これ先生方も慣れるまでは結構大変だと思いますけど、個人差もありますし研修などもあるでしょうから、そこらへんのケアもしっかりしていただければと思います。私も子どもがいますけど、今後はお便りなんかも全部子どもたちが持っているタブレットに全部集約させて、ペーパーレス化もしていただければSDGsにもつながるかと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） これで1番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第23号 令和6年度玉東町国民健康保険特別会計予算

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第23号「令和6年度玉東町国民健康保険特別会計予算」の質疑を行います。質疑はありますか。

4番 狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは12ページをお願いします。

2款、保険給付費、4項、出産育児諸費、1目の出産育児一時金、課長から説明がありました

けど、出産育児一時金が1人50万円の7名分ということで、1人50万ということは、近隣市町村に比べてどのくらいほかの市町村は給付をされているのか、伺います。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

訂正があるならその前に訂正を。

○町民福祉課長（上田直紹君） 4番、狩野議員の御質問の前に、1点ちょっと修正がありますので、ちょっと修正のほうをよろしくお願いします。

15ページです。15ページの一番下の枠、予備費の説明欄の予備費22万8,000円となっておりますが、こちら左のほうに記載されているとおり、48万7,000円でございますので、ちょっと転記ミスでございます。大変申し訳ございませんが修正をお願いいたします。

（数字的には変わらないですね。）

数字的には変わりません。よろしくお願いします。

（では答弁をよろしくお願いします。）

4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

玉東町の国保で一時金、1人当たり50万円の7名分の計上をさせていただいておりますが、こちらは全国的に同じ補助の計上になっておりますので、一律50万円というところ、はい、以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは町単独として補助金をですね、50万以上に上げることはできないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 国保ではなく出生お祝い金として1人5万円を支給しておりますので、そちらで現在対応しているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 課長が説明のときですね、4ページの歳出のほうで、今年度が0.54%増ということで、1%にも満たないので、この出産育児一時金の一般財源ですね、町の一般財源のほうで55万から60万までの引き上げはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますけど、これは国の制度で一律であります。そして町の単独の補助金としてはですね、もう決まっております。それをやる、それ以上のことはまだ今のところ考えていないということです。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。町の一般財源もよいということを聞いていまして、6月補正予算からでもこの出産育児一時金の増額を私はお願いしたいと思いますが、以上で質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後は1時より開会します。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時58分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第24号 令和6年度玉東町木葉財産区特別会計予算

○議長(松尾純久君) 日程第3、議案第24号「令和6年度玉東町木葉財産区特別会計予算」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) ちょっと確認なんですが、木葉財産区ですよね、大分上までですよね、採石を取るので、非常にですね、上のほうがはげ山状態のごとなつとつとですよ。あそこのですね、植林は誰が責任を持って行うのか、その1点だけちょっとお願いします。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 6番、坂本議員の質問にお答えします。

最終的には業者です。業者が借りて現況復帰というのがちゃんとうたわれておる。現況復帰ということは元の形になおすと。しかし、元の形になおすことはもう無理でしょう。どれくらいの復旧の仕方をするか分かりませんが、今から考えても厳しいと思います。木葉財産区、これは財産区の管理では到底無理です。最終的にはですね。玉東町に早めに移管したほうがいいと。それと町の責任で業者がしきらんときはやらないかん、そう思っております。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) ありがとうございます。

今ですね、やっぱり上のほうがあれだけ広く伐採されますと、やはり防災の面からもですね、非常に危惧されます。玉東町はですね、今、線状降水帯がかかったらんけんですね、今までの水

害ですね、大規模な被害は出ていないんですが、これがですね、もしも線状降水帯がかかったときに、あの山がですね、一気に崩れだしたら、浦田地区はですね、相当な被害が出ると思いますので、やはり町長が言われましたように、木葉財産区がですね、できなければ、やっぱり町もですね、やっぱりきちんとその対応をですね、しなくちゃなんというふうに私も思います。やはり木はですね、植えてからやっぱり何十年てかかるけんですね、やっぱりコツコツコツと植林をしていく、これ以外ないと思いますので、是非ですね、前向きな御検討をよろしくお願いします。

終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 木葉財産区は毎年歳入歳出予算はほとんど同額で、基金も増え続けて、蓄えも1億2,000万ぐらい基金になっておると思いますが、その予算でそういう形になっておりますが、以前残った予算については、林道の整備等に使うた時期もあり、そういうことで管理会議でこの予算については検討していけたらと思いますが、伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

まず、林道の件でございますが、この予算の事業の中身については、もう事前に管理会との協議を終えて、そのあと予算の計上をさせていただいております。今後林道の整備とかにつきましては、今年度から森林組合のほうにいろいろな作業委託をしておりますので、今後その中で検討されていかれるのかなと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 管理組合と協議されて予算化されているとは思いますが、そういうことで、毎年収入が入ってきて、ずっと残りを積み立てて基金がちょっと増えてきておりますが、今までも森林の整備を町内の人がしてございましたが、高齢で森林組合に作業を頼むということで、去年ぐらいからされておりますが、まだその予算が余るのは基金に積み立てという形で、もうずっと増えてきましたので、まだ林道整備は完璧じゃないと思いますが、そちらのほうに少しは配分して、将来のために基金積み立てるだけでなく、そういうふうに森林組合に検討してほしいということで質問をしましたが、この木葉財産区の管理及びこの処分にに関する財産区の条例ですね、条例に第5条に、4項に、住民福祉の向上のために必要な経費に充てることができるという条文がありますので、今回の今年度の予算については例年どおりであります。この予算をもう少し有効に使ってもらって検討してほしいということが一つと、もう一つは、この1億2,000万ぐらい基金が膨らんで蓄えられておりますので、これを有効活用したらどうかということを管理会に検討してほしいということを、よかったら言っていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 条例に書いてありますとおり、福利厚生のためにはこの予算を、財産区のお金を使えるということでございます。ただ、今現在のところ自由に使えるお金もありますが、この件については、管理会の会議をするときにも結構話が出ております。その中で、こういったことに使えるならというふうな協議はもう常々やっておりますので、今後使える場合は抛出していきたいと思っております。

以上です。

（よろしくお願いします。）

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号 令和6年度玉東町介護保険特別会計予算

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第25号「令和6年度玉東町介護保険特別会計予算」の質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 予算書の10ページの説明欄で言ったほうがいいかな、真ん中へんの481万8,000円の要介護認定共同設置負担金、この審査については広域事務組合でされていますが、玉東町の認定申請件数は326件となっていました、その件数を人口比で見れば6.46%です。この申請件数の上限というのはあるのかどうか。例えば誰もかれもというわけにはいかんけれども。

それから12ページ、12ページの一番下ですね、説明欄の一番下です。居宅介護住宅改修費180万、これは何件分で見積もっているのかですね。

それから要介護、要支援レベルで、支援する設備や金額が違うとは思いますが、個人の負担の率は同じなのか。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

要介護認定申請ですけど、こちらはですね、本人が希望される、家族が希望されるというふう

な場合であればですね、何かこちらが拒否したりとか、そういう部分はありませんので、上限と
いうか申請は御自由にさせていただくような形になりますので、上限はなしというふうな形にな
ります。

それと住宅改修のほうにつきましては、1人ですね、申請が20万円で1割負担になりますの
で18万円が最高改修費として給付されるような形になります。最高ですね、1件当たり、です
ので10件というふうな形になります。180万円です。個人負担につきましては、2万円と、1割
負担から3割負担、所得に応じてありますけど、ほとんどの方が大体20万円に対して2万円負担
していただくような形になっております。

それと住宅改修費、これ住宅改修、介護のほうとですね、支援のほうにつきましてはですね、
基準とかですね、そういう例えばそういう部分の差はありません。住宅改修については一律とい
うか、制度的には一律になっております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 申請の件数の率ですね、2市4町の広域の中で一番率が高い、申請件数
が多いというか、和水町の7.2%、最も低いのは長洲町の5.67%の申請件数です。玉東町は必ずし
も低いとは言えませんが、福祉の町と銘打っている以上、訪問あるいは通所、生活支援など、地
域包括支援センターと町の協力で充実しているように思えますが、例えばよそと比べて要支援、
要介護のレベルが低いというか、軽い人が多いんですよと捉えていいのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） すみません、要介護のですね、認定区分ごとのちょっと率まで
は、ちょっとこちらのほうですね、ほかの町とは比較しておりませんが、全体のですね、高齢
者に対する認定率につきましては、全体の高齢者1,900名に対してですね、17%から18%程度で推
移しておりますので、ほかの町より低いような状況ではあります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 広域のほうに聞いたらですね、2市4町から出てきた件数で、ああこの
人たちは要支援レベルにも入らないと、漏れた方はいないと、今まではいなかったと言われるか
ら、町で大体幅を決めているんですか。この認定される、例えば一番軽いのは要支援1が一番軽
いんですかね、これに該当するか該当せんかは、大体町で線を引いているのかどうかですね。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） これはですね、国の認定システムを使ってですね、まず1次判
定というのを行います。1日当たりの介護がどのくらい必要か、何分くらい必要かというふうな
ことですね、システムで判定しますので、そこが25分以上の人であれば要支援1というふうな
判定ですので、基本的には全国一律となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君）　じゃあ認定審査するときに漏れないというのは、もう大体該当す人ばかりということですね。

それからですね、2番目の設備の補助ですね、例えば新築するときに、近い将来を見込んで、例えば取っ手とか、いろんなものを、あるいはアスロープを申請して補助をもらえるのかどうか。

○議長（松尾純久君）　保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君）　新築時についてはですね、介護保険の対象外となります。

以上です。

○議長（松尾純久君）　7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君）　新築の場合、現実にいらっしゃればいいわけですね。

○議長（松尾純久君）　保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君）　新築の場合であれば、そういうふうな方がいらっしゃっても補助対象とはなりません。

以上です。

○議長（松尾純久君）　7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君）　それはどうなのかなあ。今からですね、何年前●●●もう30年ぐらい前だったかな、私のお客さんである建設業者の方が見積もりをずっと書いておられたんですよ。その中に温水器とかいろんなを私が入れるからといってずっと見積もりを見せてもらったのでね、その取っ手とか風呂場にとかり口とかトイレとかというのに6万円の見積もりが書いてあったから、これは役場に相談してみらんですかとか言ったんですよ。そしたら結果的にはゼロなんだったんですね。だから過去にそういうことがあったからちょっと聞いてみたんですけど、今はもっと厳しくなっているんですかね。そこにはもうそれからすぐ年配の方は亡くなられて、新築に移るときから体が不自由だったから通ったんだろうと思ったので聞いたんですけど、やっぱり新築の場合はだめということですか。

○議長（松尾純久君）　保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君）　すみません、以前のことは把握しておりませんので申し訳ないのですが、介護保険制度は全国的な制度になりまして、新築のときはですね、給付の対象外というふうなことでもう決定しておりますので、そういうふうな扱いになります。

以上です。

○議長（松尾純久君）　7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君）　その件にいくら●●●てしょうがないから。先ほど2万円の負担ですというのは、上限が個人負担は2万円ということですね。というのは、最近ある方のところに行って、入り口、玄関口に取り手が工事されていたからですね、「幾ら負担だったんですか」と言うたら、4万円に対して8,000円負担したから、ああ、じゃあ2割ですねということだったんだけど、2万円というのは最高レベルということですね。

○議長（松尾純久君）　保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君）　介護保険のですね、住宅費の改修の金額が20万円が上限となっ

ております。その中で1割から3割負担をですね、所得に応じて求めるような形になっておりますので、最高でいくと所得が高い方は6万円負担される方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 分かりました。今から相談受けたら説明できます。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） これで林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 12ページをお願いします。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費、比較増減が前年対比の2,970万と、説明欄のところで2億7,960万ですね、居宅サービス給付費を受ける人がかなり増えたと思うんですけど、人数等分かりますか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 令和5年度の実績でいきますと、大体170名から180名程度でですね、推移しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今年度は前年度が170から180ということは、今年度は大体どのくらいになりますか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） もう少し増えるような見込みでしておりますので、180名以上、平均でも180名程度やはり超えるくらいをですね、見込んでおります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではまだ今現在では人数的にははっきりな数字は分からないわけですか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 来年度のサービスの見込みですので、来年度何名利用されるかですね、今年度も月ごとにかなり増減しますので、そこはちょっと分からないような形になりますが、傾向としては伸びていくような傾向になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあ今年度としては180人以上ということで計上されているわけですね。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） そのくらいを見込んで計上しております。

以上です。

(分かりました。以上です。)

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第26号 令和6年度玉東町土地取得特別会計予算

○議長（松尾純久君） これから日程第5、議案第26号「令和6年度玉東町土地取得特別会計予算」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 予算書の一番最後、6ページ、用地取得費、土地購入費2,200万、これは場所と広さの説明はいただいたんですけども、一般会計の72ページの土地購入費の2,200万として計上されていたんですが、これですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

まず、土地取得特別会計予算に計上しております用地については、高月区の用地でございます。一般会計に計上している土地とは違う土地になります。取りあえずこれでよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） だからね、同じだったら一般会計のほうは道路新設とこうなっているから、違うかなあていて確認したんです。

それではですね、この2,200万の土地を買ったら分譲の予定なのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

説明のとき申し上げました。坪数にすると390坪でございます。これは分譲として用地確保できますので、分譲地として計画を進めていこうと思っている土地でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） これいつか確認したら、ここは■■■■さんの土地ですかね、あのですね、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんとこっち畑に■■■■さんというのが地権者4件あるんですけど、あの間をですね、前、揚区の要望で通学道路をあそこを何とか、もともと通学路があったんだから、もうちょっと広めに通学道路して、真っ直ぐあの交通激しいこっちに行くよりもという話があったんですね。交渉に行ったんですよ。そしたら2件目のところで、「うちは取らんでもあっちばよんによとなっせ」とかってこう話がありましたので、そのあっちをよんによとなっせていうのは、■■■■さんのほうだったですよ。言った人はまた別ですけど、甘えて土地を提供していただくのは向こうのほうという、その該当したのが■■■■さんのところであって、よければそういう通学道路を後ろに造っていただくというわけにはいきませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

林議員おっしゃるように、以前あそこは通学道路にしたいという話がありました。しかし頓挫したわけですよ。今回はあそこは住宅地としてやると通学道路についてはですね、今、スクールゾーンがありますから、そこを通ってもらうと。ゆくゆくはですね、あの道路も広げて、昔のヤスダ商店、あそこをですね、ずっと交渉しているんですけどね、いまだ話がついてないですけど、将来的にはあそこを揚に入る道路として、どうしてもあれを広げていきたい。そうすることによって揚地区の空き地があります。空き地というか畑があります。そういうところも生きてくるんじゃないかなと思っておりますので、そういう考えを持っておりますから、■■■■さんとこを買ってもですね、通学道路として道を広げる予定はありません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 揚に入る、特に今、町長がおっしゃったように、四つ角から真っ直ぐ入ろうとしても入れませんので、あの左側の方に交渉に行って、今の方の弟さん、兄さんかな、教職員なさっていたので学校前行ってお願いをしたんですけども、できませんでした。今のお住みの方ではまたよけいだめみたいなお返事だったんですね、何とかしなきゃいけないと思うので、救急車も入らないというから、ひょっとしたらここで考慮してもらえるかなと思って質問したんです。でも町長の今の答弁では、そういうことは頭にいつも思っているからという表現でありますのでね、何とかあの入り口が狭いからどこかにて思うことの構想をね、早めに実現していたければいいかなと思います。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算

○議長(松尾純久君) 日程第6、議案第27号「令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算」の質疑を行います。質疑はありますか。

6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) 最後のページですね、6ページ、歳出の中の1目、一般管理費の分譲地設計測量業務委託料2,000万円とありますので、中身を詳しくお願いします。

○議長(松尾純久君) 建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

委託料の設計測量については、町長の構想、政策にお話をされました、駅を中心とした半径700メートル以内の用地を分譲地として現在検討中の土地が数件あります。用地取得が関係することありますから、今、慎重に進めているところでございますので、その用地が決定次第、早速分譲の設計計画に入りたいというふうに思っておりますので、この予算を計上させていただいてるところです。

以上です。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) ということは、これは町長の構想の中で700メートル構想、この700メートル構想の中にある今空いとる土地、その全般を指すわけですね。先ほど言われました300何十坪とか、そういう何か所じゃなくて700メートル圏内にある空き地なんかの全体を指しての測量ということですかね。

○議長(松尾純久君) 建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) 坂本議員の御質問にお答えします。

半径700メートル圏内を見渡して、その分譲地として適した部分を選定して測量にあたりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(松尾純久君) 1か所じゃなくてなんか足してなのか。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) 失礼しました。分譲地としては1か所の選定を計画しようというふうに考えております。

以上です。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 2,000万というですね、高額な測量費ですので、やっぱり1か所だったらですね、おかしいというふうに私は思いますが、やはり700メートルの圏内、これをですね、将来的にわたってこういうようなまちづくりをやりたい、その中でですね、道路設計、宅地、排水、いろんな面が絡んできますですね、そのトータルの中での2,000万だったら私はおかしくないと思いますが、やはり単体だったらですね、少し高すぎると思いますので、やはりその他のですね、まちづくりの基本的な構想ですかね、これを考えておられるのか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず参考までに、シルクタウンを事業を進めたところ、シルクタウンの用地を設計するにあたっては、これぐらいの2,000万円の設計費用がかかっております。まずそこを参考に見積もりをしたところでもございます。

もう一つ、坂本議員が言われる部分については、都市計画というふうなお考えかというふうに思っております。こちらも将来、駅を中心としたまちづくりのために、都市計画策定という方向性で進めるべきだというふうに認識をしておりますので、そこはまた改めて計画を別に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 是非ともですね、計画されるときにはですね、やっぱり治水ですね、やはり木葉山の斜面に向かって宅地を造った場合ですね、下に流れてくる水の量が段々増えてきますので、そこらあたりも考慮しながらですね、是非ですね、より良いまちづくりのためにですね、予算は有効に使っていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第28号「令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第29号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第29号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それではですね、今年度から事業会計予算書が変わりましたので、分かりませんのでちょっと全般に対して質問させていただきます。

まず、一番最終ページの18ページの中にあります支出の中で、二俣地区IP通信装置というのが更新をするということでございます。どのような運用がなされていくのかということがまず第一点目、それとですね、6ページのキャッシュフローの中で、ちょっと私こういうのは分かりにくいんですけども、業務活動によるキャッシュフローの中でですね、減価償却費というのが入っております。それとこの支払利息が一旦入れられた後に、利息の支払額ということで三角の同じ金額が出ております。ここのところの説明が少し私、分かりませんので、この点の説明をお願いします。

それとですね、もう一点、前後します申し訳ないです。この予算書のつくり方、今までは収入と支出というのが同じだったですね。今回、15ページになりますけれども、収益的収入及び支出の部分で、収入は1億1,630万3,000円、支出になると1億2,907万8,000円になります。ここのところの説明をよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 5番、坂村議員の質問にお答えいたします。

ちょっと私の手さぐりで進めてきている関係で、すべてお答えできるかどうか分かりませんが、けれども、まず1点目の18ページ、二俣地区IP通信装置の更新という件についてですが、これは水道感知装置、そういうのがございまして、これまでは役場の中の1台で、パソコン上で全施設の配水池、それから水源地あたりの管理をしておりました。これを令和5年度更新を行いまして、

クラウド化、要するにスマートフォンやタブレット、それからそれぞれのパソコン上で監視ができるように装置を入れ替えております。その関係で、この二俣水源地、現地の I P 通信の装置を更新すると。中央監視と紐づける装置を更新をするという工事になります。

続いて 2 点目のキャッシュフローのですね、まだ正直簿記会計を私も理解しておりません、この利息の上限という御質問だったかと思うんですが、これについてはちょっとやり方がまだ私も理解をできておりません。すみませんが、この将来のところはお答えできませんけれども、このキャッシュフローについては、最終的に一番下の期末残高を見ていただきますと、この令和 6 年度の運用開始で、令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間で、この水道会計では 3,563 万 4,000 円お金が残りますよというようなこの予算書になっております。ただ中身の動きについては、ちょっとこれから勉強させていただきたいと思います。すみません。

それから、すみません、15 ページの収益的収支と及び支出の予算書になりますけれども、まず収入が 1 億 1,630 万 3,000 円と支出が 1 億 2,907 万 8,000 円、これはですね、企業会計においては、まず収益的収入及び支出と資本的収入及び支出ということで、一般会計でいうと一本しかありません予算書が、企業会計では収益的、資本的と二つの予算書に分かれることになります。これが 3 条予算とか 4 条予算とかいう予算書になって、収益的のほうは 3 条、一番 1 ページに書いてある 3 条の予算書が収益的収支及び支出、4 条予算が資本的収入及び支出というふうな流れになります。この 1 ページを見ていただくと、先ほどの予算書と一緒になんですけれども、収入の一番上が 1 億 1,630 万 3,000 円と支出の一番上が 1 億 2,907 万 8,000 円という数字ですね。これは一般会計でいけば収入と支出は同額になる仕組みなんです、企業会計、簿記会計においては、必ずしも収入と支出が一緒になることではございません。何を示しているかという、当然のごとく支出が多い数字になっておりますので、経営状態は良くないということがこれで分かります。要するに赤字が今、生まれているということになります。この収益的収支というのは、水道事業を運営する予算書です。資本的収支予算書というのは、建設工事費を組んだ予算書になります。その二本立てに分かれる予算書となりますので、現在のところどちらとも経営はあまり良くないと、赤字の状態であるということを示しております。

以上、3 点です。

○議長（松尾純久君） 5 番、坂村勇治君。

○5 番（坂村勇治君） 見方が全く分かりませんでしたので質問をしたところですが、今までの会計の予算書とは全く違うもんでですね、すんなり疑問がありましたので質問しました。

I P 通信回線といいますか、そういうやり方というのは、今まで役場 1 か所で管理をされていたということが、今回全部施設ごとの情報がそこに集まってくるということですかね、情報が。すべてのタブレットとかスマートフォンで今現状が把握できるとか、そういう通信回線ですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと振り返っていただきますと、数年前木葉地区の断水が起きました。この改修を行うまでは、役場の一室にその各施設の状態を把握できる機械がそこに 1 台しかありませんでした。何

か異常が発生すると、勤務中は分かるんですが、お休みの日とか職員がいないときは、異常発生が分からない状態でした。そのために、あるとき断水に気づいたときは、すみません、水不足に気づいたときは、もう既にタンクの水は空っぽというような状況で職員が気づきました。そういう経験を経て、どこでもその施設の状況が見られるように、先ほど申しましたスマートフォン、タブレット等々で、家にいても見られるというような仕組みを作りましたので、そのためのＩＰ通信装置の更新でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） ５番、坂村勇治君。

○５番（坂村勇治君） 企業会計になったからこういうような構想が生まれたということではないですね。そういったのを経てこういった装置をとということだったっすよね。分かりました。

すみません、申し訳なかですこういった質問をいたしまして、以上、終わります。

○議長（松尾純久君） ５番、坂村勇治君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

７番、林和廣君。

○７番（林 和廣君） 企業会計というのは、合併に向けての準備なのかどうか。そして２市４町は令和の６年度から一斉に企業会計で表示しているのかどうかですね。

それと１ページ、１ページの第４条の２行目に、引継金１,８９４万８,０００円とありますが、どこから持ってきているのかなあとと思って、ずいぶん探したけど、ひょっとしたら水道会計の残額から持ってきたのかなと思ったけど、あれは２,０００万だったからちょっと違うなと思うから、どの数字で補填するのかなと思って。

それともう一つ、こっちは簡単だから、１４ページ、将来合併というなら、どこもバラバラだとは思いますが、上のほうのですね、主な耐用年数、構築物４０年から６０年と書いてありますが、４０年というならもう既に玉東簡易水道は差しかかっているのかなと思って、となると次の部分的には徐々に手直しされていくんでしょうけど、いつまでの見込みをつけておられるのかなと思って、３点というか、教えてもらいたいと思います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） ７番、林議員の御質問にお答えいたします。

まず１点目、企業会計に移行することによって、合併、広域化を図ることなのかという点でございますけれども、まず、企業会計に移ることで広域化に直結することではございません。企業会計の目的は、先ほど赤字というふうに申し上げましたけれども、すべての資産、それから現金、こういったのを複式簿記によって運営の状況がどのような状態なのかということが見えるように、まず企業会計へ移行されたことでございます。

これについては令和６年度までに３万人、給水人口３万５,０００人以下の自治体においても、企業会計に移行しなさいというような国の指導があって、令和６年度はほとんどのほぼ自治体は企業会計に移行することになります。

１点目はこれでよろしいでしょうか。

(引継金。)

2点目の1ページ、引継金ということでございますが、すみません、先ほどの坂村議員の御質問と同じで、このお金がじゃあどこから来ているかというのも私もまだ把握できておりません。ただ引継金というのが、現金、それから貯蔵品として引き継いだもののうち、資金的支出の財源として充当できるものというふうにあります。だからこの引継金のお金がどこから来たのかというのは、ちょっとまだ私も把握できておりませんので、ちょっとこのあと調べてお答えをしたいというふうに思います。

続いて、14ページ、減価償却の構造物の40年ということでございますが、本町の簡易水道事業では、昭和30年にまず水道事業が開始されて、平成28年に北部、南部、中部、二俣の統合とかを行っております。現在の水道の管路あたりが、平成元年ぐらいに整備をなされておまして、大体30数年が今、経過をしているところでございます。どれぐらいの見込みをしているかということで、この先、10年後ぐらいは管路の更新、それから施設の更新あたりが随時発生してくるということふうに認識しております。そのためにこれから経営状態をどのように持っていくかというのが、この企業会計の一つの意味であるんじゃないかというふうに思っておりますので、計画的に進めていければというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 企業会計というか、今までの特別会計のやり方というのは、例えば備品とか車両でも同じで、例えば200万で買ったやつは買い換えるまでずっと200万円の価値があってましたよね、そういう計算でしたよね。例えば企業会計というのは償却をずっとしていくから、いずれはね、帳尻がずつとなじんでくると私は思うから企業会計のほうがいいと思うんです。

私の営業上の簿記もそういう考え方でやっているんですけども、その中で質問がですね、営業収益とかありますから、簡易水道のこの水で得られるやつをある企業に売るということはできるんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 御質問にお答えします。

一企業ですので売ることも可能かと思います。しかしながら、現在のところ分譲地の開発、それからマンション建設といったところで、給水水量がそんなに余裕はございません。ですので、今、議員が御質問されたように、水を販売できるようなまだ余裕というのが今はできていない状況でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、菊陽町が大騒ぎですよ。いずれは玉東町にはベッドタウンという構想になりますけれども、あまりにも住みやすいならば企業も来てくれるかなと思うので、●●●埋蔵水量はあるのか、あるいは今が精一杯ですよという、そのへんの見越しというのは分かりますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

水源については、豊富にあるというふうに考えております。ただ、場所をしっかりと選定しなければいけませんけれども、今後、特に北部地区、木葉地区の水不足が懸念されますので、水量の確保というところで、水源地の掘削のほうも視野に入れて計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今は量の問題になりましたけど今度は質ですね、あるとき役場職員のいる方と話したら、「なあん●●●てちゃあの辺に企業がどんどん出てきよるけん、玉東町の簡易水道は●●●そして水を売りたい」て、飲み水としても売りたいこう言ったんですけれども、質がと、ちょっと言葉を濁されて言われたんですよ。ということは良くないのかなあ、それとも平均なのかなと思うんですけれども、私の経験上、東京から帰ってきて玉東町の水道の水を飲んだんですよ。東京のほうはそがん●●●思うけど、東京の水は●●●慣れていたから、臭くて飲めなかったですね、こっちは。だからオレンジタウンとかいろいろな分譲で越してこられる方の意見もね、ちょっと聞いてもらって、質の調査も●●●のうちにはやっぱりやっておくべきじゃないかなと思います。

以上で質問としては終わります。以上。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時59分

再開 午後 2 時18分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（松尾純久君） 日程第 9、議案第30号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案いたします。

議案第30号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。地方自治法第252条の 7 第 2 項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に、新たに玉名市、南関町及び和水町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。令和 6 年 3 月 6 日提出、玉東町長。

以下附則までは改正文でございます。中身につきましては新旧対照表で説明いたします。

提案理由、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。地方自治法第252条の 7 第 2 項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第 3 項の規定において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるためでございます。

なお、この様式は、関係市町村の同文議決必要なため、この統一様式になっておりますことを申し添えます。

次のページをお願いします。

新旧対照表です。左側が変更後案、右側が現行となっております。詳細について御説明します。

下線部が改正箇所になります。第 1 条では、玉名市、南関町、和水町から熊本広域行政不服審査会への加入の要望があったためでございます。

第 4 条は、今後の諮問件数の増加に備えて、委員数の上限を現行の 6 名から 9 名に変更しようとするものでございます。

この枠の一番左下をご覧ください。枠外です。

附則、この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとします。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号 指定管理者の指定について

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第31号「指定管理者の指定について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） はじめにですね、資料の修正をお願いしたいと思います。

一番下のほうに提案理由がありまして、下から2行目の中ほどです。根拠条文で、「地方自治法第244条の2第3項」となっておりますけれども、「3項」から「第6項」、6項のほうに修正のほうをお願いしたいと思います。

申し訳ありません。よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、議案第31号について御提案いたします。

指定管理者の指定について。木葉駅前活性化施設の指定管理者を次のとおり指定する。令和6年3月6日提出、玉東町長。

1、管理を行わせる公の施設の名称、木葉駅前活性化施設、ゆめ・ステーション・このは。

2、指定管理者となる団体、熊本県玉名郡玉東町大字木葉603番地5、一般社団法人ぷらっとぎょくとう、代表理事、前田移津行。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由、木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためです。

提案理由の補足をさせていただきます。玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の第5条に、公募によらない指定管理者の候補者の選定等に関する規定があります。規定内容は、公の施設の正確、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できると思慮するときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができるというものです。

候補者の選定にあたりましては、一般社団法人ぷらっとぎょくとうの観光拠点施設ぷらっとぎょくとうでの指定管理者としての実績、駅前の賑わいづくりや話題づくりへの期待、加えて選定基準にあります利用者へのサービス向上、施設の適切な位置と管理及び経費の縮減等の基準を総合的に勘案して判断しております。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、一般社団法人ぷらっとぎょくとうを指定管理者とする議決の御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） まず指定管理の料金ですね、これは一般会計予算書の40ページにあった木葉駅前観光拠点施設事業の中の施設指定管理料537万円がこれに入るのか。この前、12月の一般質問で、ゆめ・ステーション・このはに630万、ぷらっとぎよくとうに年500万で、合わせて1,130万の運営費を補助していたんですけれども、これが年に537万で済むのかということなんですが、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

5年前にですね、指定管理者、九州総合サービスと結んだんですけど、思ったように効果が出ませんでした。指定管理料を払ったうえに効果が出なかったということでですね、大変申し訳ないと。指定管理料は払わずにもうやっていくと。その中でぷらっとぎよくとうがですね、手を挙げて運営いたしますと言うから、ぷらっとぎよくとうに委託をさせるようにしたわけなんですけど、ぷらっとぎよくとうもそれなりにですね、賑わい創出をできなかったらですね、1年後にはですね、また見直しを必要とするかも分かん。指定管理料これは払わんで無料で貸すというなら民間が借ります。やっぱりそういうやり方をせんとですね、もう今から先は行政がもたんだらうと。金を払ってまでですね、運営をしてくれと、大体民間がやるなら管理料をもらわんでやるわけですからね、管理料をもらわんでというよりも、平米によってですね、賃貸を払って借りてやるわけなんですから、そういう考え方をとっていきたいと、駅前賑わい創出をですね、やれる業者を見つけたいと。

自治会館、熊本の自治会館あれは食堂を今、運営していますけど、家賃を取ったときはですね、もう採算が取れんからやめていったんですね。ところが無料にしたところが一生懸命やってですね、もう今は賑わいの場をつくっております。あそこを利用するときなんかは食堂として助かつとるんじゃないかなあと思いますから、やり方によってですね、金を出すよりも出さんでですね、やれるもんならやったほうがいいと、そういう考えで進めていききたいと。ぷらとぎよくとうのほうには金を補助をしますけど、ゆめ・ステーションのほうには一銭も出さないと。運営しながら稼いでくれと。自分たちの人件費はそこで稼げというふうに今やっておりますから、4月からそういう運営をしてくれるんじゃないかなと思っております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ1,130万が537万円で一応見込むということですね。

それともう一つ確認したいんですけどね、非常にこれは言いにくいんだけど、予算編成及び予算執行する者と指定管理者の団体代表理事が同一人物であることは不自然に思われるが、そのへんはどうなのでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の言うとおり私もそう思う。できるなら理事長を交代して民間にやらせたほうがいいんじゃないかなとそう思っていますから、徐々にですね、そういう人を探してやろうと思う。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今のは●●●答弁●●●、まあ今、人材とおっしゃいましたので、運営の幅が広い、例えばイベントとかをするような企画能力の人と、やっぱり運営の管理者としてね、立派な人をよければ町長と入れ替えてもらったほうが、やっぱり疑惑、懸念、疑念というかな、そういうようなのを持たれないですむから、そのへんのことをお願いして終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 玉東町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（松尾純久君） 日程第11、玉東町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

本案について、現在の選挙管理委員会委員及び補充員が、本年3月24日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び同条2項の規定により選挙を行うものであります。選挙すべき委員の数は4名、補充員4名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

玉東町選挙管理委員会委員に、玉東町大字■■■■■、岩永優子君、玉東町大字■■■■■、古財伸一君、玉東町大字■■■■■、西川昭男君、玉東町大字■■■■■、大野勝子君、以上4名を指名します。

また、選挙管理委員会の補充員に、玉東町大字■■■■■、西村春代君、玉東町大字■■■■■

、深本浩君、玉東町大字、清田祐幸君、玉東町大字、徳山れい子君、以上4名を指名します。

お諮りします。ただ今議長において指名しました以上の諸君を玉東町選挙管理委員会委員及び補充員の当選にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました諸君が、玉東町選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会補充員に当選されました。

お諮りします。ただ今当選されました補充員の順序は、選挙管理委員の欠員を生じた投票区の補充員を充てることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は欠員の生じた投票区の補充員を充てることに決定しました。

日程第12 議員派遣の件

○議長(松尾純久君) 日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することとしたいと思います。

なお、場所、期間については、やむを得ない事情により変更が生じた場合には、議長へ一任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) したがって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することとしたいと思います。

なお、場所、期間等については、やむを得ない事情により変更が生じた場合には、議長へ一任することに決定しました。

日程第13 発議第1号 玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第13、発議第1号「玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

先の令和5年6月に全員協議会におきまして、町内における費用弁償の支給につきましては、支給しないことを既に決定しておりました。今回2名の議員から提出したとおりでございます。説明は省略します。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決定されました。

日程第14 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第14、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申し出がありました。

お諮りします。本件については、それぞれ申し出のとおり、閉会中の継続調査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これで令和6年第1回玉東町議会定例会を閉会します。

起立。御苦労さまでした。

閉会 午後2時37分